平成１９年（フ）第７２８号
熊本県上天草市姫戸町姫浦881番地の４
破産者　天草造船株式会社
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７号
福岡市城南区長尾５丁目12番５号
破産者　中島　正久
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１０１号
福岡県筑紫野市大字阿志岐2371番地７
破産者　中路　智子
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１３８０号
最後の住所札幌市東区東苗穂８条３丁目16番23号
破産者　被相続人亡片桐昌彦相続財産
１　破産債権の届出期間　平成22年12月28日まで
２　一般調査期日　平成23年２月16日午前10時30分
平成22年11月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
岐阜県高山市石浦町３丁目587番地　コーポあわらＢ101、破産手続開始時の住所岐阜県高山市神明町１丁目15番地２
破産者　古拙料理さわ山こと　澤山　　昇
法定代理人成年後見人　島　　未里
１　破産債権の届出期間　平成22年12月28日まで
２　一般調査期日　平成23年２月14日午後１時45分
平成22年11月29日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１７１９号
神戸市中央区元町通３丁目１―14―302、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区長町２丁目125番地１　ライオンズマンション姫路広畑901
破産者　増田　浩子
１　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
２　一般調査期日　平成23年１月27日午前10時30分
平成22年11月26日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０１号
北海道紋別市花園町１丁目１番23号
破産者　田中　敏文
１　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
２　一般調査期日　平成23年２月10日午後２時20分
平成22年11月29日　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３０７号
京都市中京区西ノ京樋ノ口町36番地の46
破産者　木村　　進
１　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
２　一般調査期日　平成23年３月２日午後１時30分
平成22年11月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産管財人変更

平成２１年（フ）第９５１号
静岡市葵区千代１丁目11番19号　千代大石貸家、旧住所静岡市葵区羽鳥１丁目６番28号
破産者　菊池　真司
破産管財人　蒲生　武幸が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　幸山　秀明
平成22年11月24日
静岡地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第４６号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7461番地32
破産者　有限会社マルト製作所
１　期日　平成23年１月19日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月29日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２１年（フ）第３１３号
山口市大内矢田1121番30、住民票上の住所山口市大内御堀326番地８　藤ハイツ三103号
破産者　藤田　勝広
異議申述期間　平成23年１月４日まで
平成22年11月29日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
宮崎県都城市上長飯町2683番地３　ケアハウスわかば
破産者　田中　華明
異議申述期間　平成23年１月31日まで
平成22年11月29日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第２１６４号
福岡県古賀市花鶴丘１丁目10番14―804号
破産者　槲谷　　忠
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２１０１号
東京都渋谷区神宮前５丁目52番２号
清算株式会社　株式会社フォーバルキャリアファーム
代表清算人　加藤　康二
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０７７号
東京都中央区新川２丁目26番３号
清算株式会社　サウスシーフーズ株式会社
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０７８号
東京都中央区築地４丁目12番２号
清算株式会社　株式会社パン・フィッシュ・ジャパン
代表清算人　チャールズ・シン・チ・ウー
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第４４号
愛知県津島市西柳原町１丁目45番地
清算株式会社　江上商事株式会社
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０７５号
東京都千代田区丸の内１丁目９番１号
清算特定目的会社　ＧＨ建物管理特定目的会社
代表清算人　髙　　直哉
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　定義
ア　本協定において「優先債権」とは、資産の流動化に関する法律第179条第１項において準用する会社法第499条第１項の期間内に清算特定目的会社に対して申出があった債権（以下「届出債権」という。）のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権であって、株式会社北洋銀行（以下「北洋銀行」という。）が有する以下の債権をいう。